

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「第19次提案等に対する政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
407	コミュニティFM放送局の放送区域の拡大	放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）別表第1号（第1条の2関係）（注）14	平成22年中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 コミュニティ放送局の放送対象地域については、現行制度において地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域までを認めているところであるが、今後、地域的一体性の捉え方と放送を行うとする区域の考え方（隣接する市町村の一部の区域まで限定することの適否等）について検討を行い、平成22年中に結論を得る。	全国で実施	コミュニティ放送局の放送対象地域については、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する市町村の一部の区域を超えることも可能とすることとし、パブリックコメントの募集等、所要の手続きを経て平成23年度中に改正放送法の完全施行に合わせて実施する。	総務省
1117	特許の出願手続きの簡素化	特許法（昭和34年法律第121号）第36条	平成23年度中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 平成21年1月26日、特許庁長官の私的研究会として「特許制度研究会」を設置し、特許出願時の要件緩和についても論点整理を行ったところ。特許出願は年間約40万件あり、効率的な業務態勢を実現するためには、出願要件の緩和にあたっては、システム対応が不可欠である。システム対応については、最速でも平成26年1月の実施となるが、システム対応を行わずに対応できる項目があれば、それ以前の実施について検討を行う。	全国で実施	願書に添付する明細書や特許請求の範囲について、論文を基に最低限の様式を整えることにより、特許出願を行うことが可能である旨、ホームページ等で周知していく。	経済産業省
1215	除雪作業車両への臨時運行許可	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条、第35条、第36条	平成22年度中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 除雪作業を行う車両について、交通安全確保に留意しつつも、緊急対応や期間限定である場合には、保安基準の適合性確認のための検査・登録を免除して臨時運行を認めることが可能となるよう検討を行う。	全国で実施	平成22年11月25日付けで通達「除雪車両に対する臨時運行許可の取扱いについて」を发出し、緊急対応のための最短の期間において除雪作業車両の臨時運行許可を認めることとした。	国土交通省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
408	23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に係る要件の緩和	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第58条の2の11	平成23年度中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 23GHz帯固定局（デジタル方式）の変調方式等に関する要件については、周波数を有効的に利用しつつ、効率的に伝送するための方式について平成23年度までに技術的な検討を行い、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を行う。	検討中	周波数を有効利用しつつ、効率的に伝送するための方式について、平成21年度から平成22年度の2か年計画で技術的検討を実施中。その後、当該検討の結果を踏まえ、情報通信審議会において電波干渉などの悪影響を排除するための客観的かつ技術的な議論を十分に尽した上で、必要な制度整備を平成23年度中に行う。	総務省
806	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておらず、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在しないため編入学は認められていない。しかし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み（大学設置基準第29条等）の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	検討中	現在、職業能力開発短期大学校の法的位置付けや、大学における学修と同等以上の教育課程を有しているかどうかについて、関係省庁と連携しつつ検討を行っている。大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組みの充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、今後、関係法令等を見直すとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	文部科学省
921	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成22年度中を目途に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。 〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	検討中	救急救命士による血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
922	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成22年度中を目途に結論	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。 〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	検討中	救急救命士による重症喘息患者に対する吸入β刺激薬使用については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	厚生労働省
923	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液	救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条	平成22年度中を目途に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において検討を行っているところ。厚生労働科学研究班による医学的有効性、安全性等に関する検証の結果がまとまった後、その結果を踏まえて議論を進め、本年度内に結論を得る。 〔第18次提案等に対する対応方針（平成22年10月14日）〕 救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	検討中	救急救命士による心肺機能停止前の静脈路確保と輸液については、「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」において、「まずは、救急救命士の教育体制、医師の具体的な指示体制等のメディカルコントロール体制が十分に確保された地域において、厚生労働科学研究班が中心となって、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、本検討会においてさらに検討することが適当である」とされたところ。この結論を踏まえ、厚生労働省において、平成22年度中を目途に、実証研究の期間、内容等について結論を出す。	厚生労働省
925	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条及び第8条	平成22年度中に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 民生委員の推薦手続き等について、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、 ・都道府県等に設置される地方社会福祉審議会への意見聴取について、都道府県知事等の裁量により、特に必要な場合のみ行うことを可能とする ・市町村に設置される民生委員推薦会について、設置要件等を緩和することにより、地域の実情に応じた審査を可能とする 方向で、地域主権戦略の取り組みを踏まえつつ検討を進め、さらに、運用面における推薦手続き等に関する通知の見直しなども含め、結論を得て、民生委員法等の所要の改正を行い、簡略化を図る。	検討中	委嘱手続きの簡略化に関する民生委員法の改正については、地域主権改革の流れと一体的に進め、平成23年度中を目途に結論を得る。なお、運用面で簡略化が可能な手続きについては、通知を見直し、平成22年2月23日付けで発出したところ。 ※「第19次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1116 1214 1304	新エネルギーの利 活用の促進（バイ オエタノール）	大気汚染防止法（昭和43 年法律第97号）第19条第 1項、第19条の2第1項 大気汚染防止法第19条の 2第1項の規定に基づ く、自動車の燃料の性状 に関する許容限度及び自 動車の燃料に含まれる物 質の量の許容限度告示 （平成7年環境庁告示第64 号） 揮発油等の品質の確保等 に関する法律（昭和51年 法律第88号）第13条 揮発油等の品質の確保等 に関する法律施行規則 （昭和52年通商産業省令 第24号）第10条 道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第40条、 第41条 道路運送車両の保安基準 （昭和26年運輸省令第67 号）第1条の2 道路運送車両の保安基準 の細目を定める告示（平 成14年国土交通省告示第 619号）第3条	平成22年度中 に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 バイオエタノールを10%混合したガソリン（E10）の、現行の試験研究用自動 車以外のE10対応自動車への使用を可能とするため、E10対応の車両及び燃料の 規格内容について、平成22年度中に結論を得るべく検討を行う。	検討中	関係省庁と連携して、E10対応車両の排ガス基準及びE10燃料の品 質規格内容等について検討を進めているところであり、平成22年度 中に結論を得ることとしている。	経済産業省 国土交通省 環境省
1216	水島航路における 巨大船通過時の待 機船の長さの緩和	海上交通安全法（昭和47 年法律第115号）第18条 海上交通安全法施行規則 （昭和48年運輸省令第9 号）第8条2項	平成23年度中 に結論	〔過去の未実現提案等に対する対応方針（平成22年1月29日）〕 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成21年7月公布）により 各港の実情に応じて港内での柔軟な行き会いが可能となることを踏まえ、水島 港の港内航路における管制基準及びこれに接続する水島航路における行き会い 基準の緩和の可否について、安全性の検証も含め地元関係者等で検討を行う。	検討中	平成22年12月以降、学識経験者、海事関係者、港湾管理者及び地元 関係者を交えて水島港の港内航路及びこれに接続する水島航路にお ける行き会い基準の緩和の可否等に係る検討を進めているところで あり、平成23年度中に結論を得る。	国土交通省